

福井市西藤島地区社会福祉協議会規約

第 1 章 名称及び事務所

第1条 本会は福井市西藤島地区社会福祉協議会と称する。

第2条 本会の事務所を西藤島公民館におく。

第 2 章 目的及び事業

第3条 本会は西藤島地区内の住民がすべて健康で文化的で楽しい生活を営むことができるよう地
区内の住民が相協力して地区全体の福祉を増進し、明るい豊かな町づくりに貢献することを目的と
する。

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- 1, 住民の福祉に関する調査、並びに総合計画の樹立。
- 2, 住民の福祉の増進を目的とする各種団体の事業の連絡調査及び活動助成。
- 3, 福祉活動に対する住民の理解と関心をたかめ、地区ぐるみの福祉活動の実践。
- 4, その他本会の目的達成に必要な事項。

第 3 章 組 織

第5条 本会は西藤島地区内居住の全住民をもって組織する。

第6条 本会の関連事業運営のために委員会又は部会を置くことができる。

第 4 章 役 員

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名・副会長 1名・事務局長 1名・会計 1名・事務局員 若干名
- (2) 監事 2名

第8条 理事は、民生委員児童委員(主任児童委員を含む。)、福祉委員とする。

第9条 代議員は、自治会会长、各種団体長とする。

第10条 会長 副会長は役員会において選出し総会において承認を求める。

- 2、常任理事は、自治連合会会长会の代表1名、各種団体長連絡協議会の代表1名、民生委員児童
委員(主任児童委員を含む。)の代表1名、福祉委員の班長・保健衛生推進員の代表1名及び会長
が特に推薦した若干名とし、総会において承認を求める。

3、監事は、自治連合会において選出された者とする。

4、事務局長・事務局員並びに会計は会長が推薦し、総会において承認を求める。

第11条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

2、副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代行する。

3、常任理事は、総会に付随する事項、その他事業遂上必要と認める事項を調査・審議し、運営に
当たる。

4、理事及び代議員は、前項の事項について審議する。

5、事務局長、事務局員は、本会庶務を処理する。

6、会計は、本会の会計を処理する。

7、監事は、会計を監査する。

第12条 役員の任期は1年(毎年4月1日から翌年3月31日まで。)とする。但し、再任を妨げない。

2、補欠により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

3、役員は任期満了であっても後任者が就任するまではその職務を行なう。

第13条 本会に顧問を置くことができる。

2、顧問は、常任理事会に諮り、総会に推薦して、会長が委嘱する。

3、顧問は会長の諮問に応じ、又は会議に出席し、意見を述べることができる。

第5章 福祉委員

第14条 本会に福祉委員を置く。

2、福祉委員は各自治会1名とし、自治会長の推薦により、福井市社会福祉協議会長・西藤島地区社会福祉協議会長の連盟で委嘱する。

3、福祉委員の任期は、2年(一年は、毎年4月1日から翌年3月31日まで。)とする。但し、再選を妨げない。

第6章 会議

第15条 会議は、総会・臨時総会・役員会(監事は除く。)・常任理事会・理事会・代議員会とする。

2、会議は会長が招集し、会議に出席する。

3、代議員会は、西藤島地区合同協議会の会議を準用する。

第16条 総会は、年1回これを開く。

2、臨時総会・役員会・常任理事会・理事会は必要に応じ隨時開催する。

第17条 総会においては、次の事項を審議する。

1、事業報告、事業計画、規約の変更、予算、決算、役員選任に関する事項。

2、総会には、委任状を含めて、常任理事・理事並び代議員の半数以上の出席を要する。

第18条 常任理事会において審議する事項は次のとおりとする。

1、総会に付議する事項。

2、その他事業遂行上、必要と認める事項。

第8章 会計

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終わる。

第20条 本会の会計は、会費、寄付金、補助金、その他の収入をもってあてる。

第9章 その他

第21条 福祉協議会の社会事業や行事を通して、地域の社会に奉仕する(以下「ボランティア」という。)

趣旨に賛同する方々を募り、ボランティア班を置く。

第22条 この規定に定めなき事項は、常任理事会及び総会に諮り改定する。

附 則 この規約は昭和48年2月11日から施行する。

昭和49年4月1日 一部改正 昭和51年4月1日 一部改正

昭和54年4月1日 一部改正 昭和57年4月1日 一部改正

昭和59年4月1日 一部改正 昭和62年5月7日 一部改正

平成16年4月1日 一部改正 平成20年4月1日 一部改正

平成24年4月1日 一部改定 平成25年4月1日 一部改正

平成31年3月30日 一部改訂